

平成21年第9回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成21年11月30日 開会

平成21年11月30日 閉会

東吾妻町議会

## 平成21年東吾妻町議会第9回臨時会会議録目次

### 第1号（11月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○閉会の宣告	16

## 平成21年東吾妻町議会第9回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成21年11月30日(月)午後1時30分開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冨広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

### 欠席議員(1名)

13番 前村清君

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	渡辺三司君	企画課次長	佐藤喜知雄君
保健福祉課長	高橋啓一君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君

産業課長 角田輝明君 建設課長 市川忠君  
上下水道課長 加辺光一君 事業課長 富沢美昭君

**職務のため出席した者**

議会事務局長 佐藤正己 議会事務局長 田中康夫  
議会事務局任 角田光代 議係

---

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労さまです。

本年もあしたからは師走を迎え、残り1カ月となりました。ここに平成21年第9回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折ご参集を賜り、開会できますことに対し厚くお礼申し上げます。

本日の平成21年第9回臨時会は、付議事件として、東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての1件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員からは、病気入院中につき、家族から欠席の申し出があります。

---

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 平成21年第9回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、たび重なる臨時会にご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

今回の案件は、第8回臨時会でご議決をいただけなかった東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、再度提案をさせていただきます。

どうぞ慎重審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成21年第9回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時32分）

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、7番、角田美好議員、8番、日野近吉議員、10番、中井一寿議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、再度ご審議をいただきたいと思いますので、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、職員の給与の改定を行うものでございます。

職員の給与については、地方公務員法において、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされております。

第8回臨時会においてご議決をいただけなかった、持ち家の住宅手当についてを再度提案するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 失礼します。

先ほど町長より提案理由がありましたように、第8回臨時会におきましてご指摘がありましたように、第1条では、持ち家の住居手当については全廃、全額廃止、条例整備するものでございます。

また、先日にも説明させていただきましたが、お手元の1ページをごらんいただければと思います。

中ほどにあります条例第19条の期末手当につきましては、12月に支給される率を一般職では0.1カ月分、管理職では0.15カ月分、再任用の一般職及び管理職では0.05カ月分を削減する内容でございます。

また、次の条例第20条の勤勉手当につきましては、12月に支給される率を一般職では0.05カ月分を削減する内容でございます。

次に、別表第1の行政職給料表につきましては、例月給平均0.2%を削減した内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4ページをお願いいたします。

第2条関係では、現給保障額を含む給料を受けていた職員は、給与月額に99.76%を乗じて得た額に改めるものでございます。

次に、第3条では、条例第19条の期末手当については、6月に支給される率を一般職及び管理職ともに0.15カ月、再任用の一般職及び管理職ともに0.1月分、12月に支給される率を管理職では0.05カ月分、再任用の一般職及び管理職ともに0.1月分を削減する内容になってございます。

次に、20条関係の勤勉手当につきましては、6月に支給される率を管理職では0.05カ月分、12月に支給される率を再任用の一般職及び管理職ともに0.05カ月分を削減し、平成22年4月1日から本則にて実施するものでございます。

附則につきましては、別表がございませうけれども、別表の職員は減額対象職員ではなく、それ以外の減額対象職員は給料、手当の合計金額に0.24%を乗じて得た額に4月から11月までの8カ月分を減額するものと、6月の期末・勤勉手当についても同率の額を削減する内容でございませう。

以上でございませうけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） かねがね、職員の給与については抜本的な改正を行っていく、例年1月1日がその基準日であるので、12月にはそういった行動を起こしたいという発言がありましたが、今回この議案第1号として提案される中に、号給表までが提示されているということ、町長の発言が、この議案第1号をもってすべてと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 違います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、来る定例会にまた給与の改正案が提出されるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 条例改正をお願いする内容ではない形でやれると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただし、給与条例主義ですから、条例改正として職員の給与が移動するはずで、その額に変更が加わる措置はどこにもないので、条例改正は問わないということなので、これがすべてと私は解釈いたします。

その中でちょっと伺いますが、改めて第1条の中で住宅手当が、すみません、これは住居手当と書いてありました、伺っておきます。

改めて提案なので、さて、この中で賃貸住宅等々を借り受けている職員に対して、5万5,000円までの家賃に対して2万7,000円の住居手当が支給されることとなります。果たして、今の東吾妻町においてこういった手当が必要であるかどうか伺っておきます。

○議長（一場明夫君） どなたに答弁を求めますか。

○9番（大図広海君） どなたでも結構です。答えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の改正に当たりましては、そちらのほうのところはお願いをしております。持ち家の住居手当という件でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも、こうやって改正という形で、金額的には現行と同額の形になって、表記の仕方が変わったかのように見えますが、でも改めてこうやって改正案ということになりますので、1点伺っておきます。

この住居手当の背景というのはどういうことになりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 人事院勧告により、国の人事院勧告では持ち家の住居手当は全廃ということでありました。県の人事委員会では20%の削減というものでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 答えていないのでいたし方ないですが、改めて伺います。

この第11条の2住居手当、5万5,000円までの家賃に対して2万7,000円の手当が発生している。こういったものが必要とされる根拠はどこでしょうか、伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の改正では、そちらのほうは考えておりません。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今回の住居手当の関係ですけれども、先ほど町長が申しましたように、みずからを居住する住宅ということですが、そのほかにつきましては、現在ア

パート等を借りておる職員がおります。その補てんというんですか、そういう形で出ているということで解釈しております。

○9番（大図広海君） 根拠を伺っています。答えさせてください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、アパート等を借りている職員に対して、幾らかの補助をするという考えで出ているんだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 根拠を伺っているんですが、なかなか根拠がありません。

さて、社命で、これは民間企業においた場合に、社命で転勤辞令が出る。任地に赴くときに、どうしても住宅が必要であるというような背景の中から、住居手当が発生してくる。また、公務員においても任地が自宅より遠くなる、こういうことはありますでしょう。

ところで、東吾妻町において転勤、あるいは任地が自宅より遠方にあるというような状況が発生し得るでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 副町長。

○副町長（関口博義君） 今のような形の状況はあり得るかどうかというご質問でございますが、可能性としてはあり得るというふうには認識しております。それは、具体的にはなかなかこうというようには申し上げられませんが、家族等も含めて生活の環境というのは変わることがあり得ますので、そういう状況ではあり得るというふうには認識しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） あり得るということなのであれば、現在その実態がある事例を挙げてみてください。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、持ち家の住居手当を廃止することとの直接の関係が……

○9番（大図広海君） そんなことない、ここに改正案としてちゃんと出ているじゃないですか。立派な議案です、これは。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） この1条の2号関係につきましては、11条2号の第1項等、持ち家の住居手当が廃止されます関係で、条項等を整備して上げたものでございます。

○9番（大図広海君） 事例を挙げてくださいますと言っているでしょう。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。いいんですか。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 事例ですけれども、例えば結婚して世帯分離して、町内にアパートを借りている方もおります。そういう方に対して補助するような形になっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 質問の要旨がわかっていないようです。

社命で、いやこの場合はだから、業務命令でどこそこに赴任しなさい、自宅から遠方地に任地が変わった、そのためには住居手当が必要であろう、多くの場合はこういう解釈になっています。私の知る限り、町内の民間企業でもほとんどそうです。

地元採用にしたのには、自宅が近いからということではほとんど住居手当は出ていません。社命で本社から転勤する人は8割負担ということで、2割自己負担というような会社もあります。あるいは、またこの公務員の例に倣って、5万5,000円までの家賃に対して2万7,000円の補助という事例もあります。ただし、今も言っているように、それなりの必要があると思います。

自己都合で結婚のため独立する、そのためにアパートが必要だから、そのために住居手当を払う、今の財政状況からすると、そういった余裕は発生しないと思う。もっとシビアに、タイトに物事を判断していかなければいけない。業務とは何ら関係のない結婚ということに対して、なぜ住居手当が発生しなくてはいけないのか、その根拠を伺います。

○議長（一場明夫君） ちょっと確認しますが、大図議員の質問は住居手当、要するに持ち家の人の廃止というのが今回提案されていますけれども……

○9番（大図広海君） そんなことないじゃない。第1条はちゃんとこうやって住居手当の金額まで書いてあって、あの条例を制定するということになっているじゃないですか。

○議長（一場明夫君） この部分というのは、基本的には変える内容でなくて、修正の話じゃないんですよね。

○9番（大図広海君） そんなことないですよ、ここへ改正案として出ているじゃない。

○議長（一場明夫君） 答弁できますか。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 新旧対照表8ページをごらんいただければと思いますけれども、ここにつきましては、持ち家の住居手当の廃止に伴いまして、(1)、(2)をそれぞれまとめ条項を整備した内容になっておりますので、持ち家以外の住居手当につきましては従来どおりの支給率になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（大図広海君） 質問に答えてないよ。

○議長（一場明夫君） 住居手当の根拠を答えればいいですか。

○9番（大図広海君） 住居手当はどうして必要なんですかと聞いているわけ。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今回お願いいたしますのは、持ち家の住居手当がありましたけれども、それを全額廃止するというようなことから条文の形が変わってきております。それを廃止することによって、その条項を整備するというような内容になっておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（一場明夫君） それはさっきの答弁でわかっているんだと思うんです。要は、聞きたいのは、住居手当を何のために払うかというのを、根拠を多分求めていると思いますので。先ほどの補助というのであれば補助という考え方だと思いますが、その辺をきちっと説明してやっていただけますか。

それでは、執行部のほうでちょっと休憩をして、その確認をとりたいということですので、暫時休憩といたします。

（午後 1時58分）

---

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時08分）

---

○議長（一場明夫君） 執行部より答弁を願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） この根拠でございますけれども、住居手当につきましては生活給の一部ということで、その負担を軽減するというような考えで支給されております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、アパートを借りる人、あるいは借りたいという希望がある人、この人全員にこの手当が払われるわけですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今現在アパート等を借りているという現実があれば、率に応じて支給されております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 単身者も可能でしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 借りている事実があれば支給しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 主たる生計の持ち主、これはどういうふうに言いますかね、世帯主と  
いいですか、職員の中には世帯主ではない形でアパートを借りている人もいます。この人  
に対しては、住居手当は支給されるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） アパートに住めば、世帯主という形で借りているかと思いき  
けれども。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 前提が狂っています。

たまたま配偶者を得た、世帯主の届けが配偶者であった。でも、アパートに住んでいる事  
実はあるわけですね。家賃はともに折半で払っているとか、あるいは六、四で払うとか、そ  
のうちの家計のやりとりですから、こういう状況ってあるわけですよ。世帯主の職員と世帯  
主ではない職員に対して、支給の差異がありますかと聞いています。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 現在は、世帯主ということで支払っておりますけれども、それが  
大図議員の言いますように、単身とかという部分については、ちょっとまだ私のほうでも把  
握していない部分がありますので、調べてみます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか、質問は。

○9番（大図広海君） 休憩じゃないの。

○議長（一場明夫君） 休憩じゃないですね。

○9番（大図広海君） だって、調べて出直すと言ったよ。

○議長（一場明夫君） いや、調べてみますという答弁だったですけども。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 枝葉末節なことはどうでもいいんですが、実はこれからなんです、本題です。

果たしてそういったことが政策上、町民が歓迎するものであるかどうか。

ちなみに、今までの質疑答弁の中で、余りにもそういった基本概念が頭の中に入っていない。漫然たる従前主義、周りがやっているから、前からやっているからの延長線でしかない。手当というのは、その時代、時代にあり方も変えていかなくてはいけない。

伺っておきます。今の銀行金利で1,500万円のローンを組んだとします。返済期間30年、延べで360回払いになります。1カ月当たり幾らの返済になりますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 計算してみないとわかりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ここに計算機があります。するまでもなく、答えは5万3,219円です。これが現行のローン返済水準です。となると、家賃よりは持ち家のほうがいいじゃないかとだれもが考えることです。これがデフレ、あるいは低金利、超低金利、ずっとこの経過が続いています。

そういった中で、産業政策に結びつくのはどういうことか。すそ野の広い住宅産業が、職員がアパートを借りるというよりは持ち家をつくるというほうに誘導措置があるべきか。いいですか、今、持ち家の住居手当が廃止になっているんですよ。それで貸し家の住居手当が存続なんですよ。方向性はどっちにあるべきか。貸し家はやめる、持ち家は同調とする、これも一つの選択肢なんですよ。それで、そういうことによっておいて、産業政策が合致する。今はそういった時代背景があるかと思いますが、そういう認識はありますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 考え方についてはそれぞれあろうかと思いますが。先ほどの大図議員の質問等につきましては、今後参考にさせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今後の参考ではなくて、今条例の改正なんですから。

ちなみに、私たちは住宅金融公庫から5.5%でローンしていました。その後、若干下がって5%になった時代があります。同額、同率で5%で借りますと、念のためにこれは覚えておいてください、月々が8万523円、延べ返済が2,898万円余です。これが1.7%の場合には1,915万9,000円何がしの返済で、その差額が900万円を超えたところで総返済額が、1,500

万円のローン返済の総返済額が900万円違うんです。これが今の時代なんです。このチャンスに持ち家が持てる人は非常に幸せだと思います。

ましてや、収入基準が豊富とはいいませんが安定している人に対して、積極的にローンを組んでもらう。それで持ち家に移行してもらおう。本人のためであり、とりもなおさず、それが町内の産業のためでもある。これが政策というものではないでしょうか。町長のお考えを伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに、お説ごもっともだと感じております。

ただ、今回の改正につきましては、そこまでを考えておりませんので、今回はご容赦いただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） また、じゃ違う次元から伺います。

通勤手当との兼ね合いなんです、現行では、これがどうやら住居手当と通勤手当が並行支給されている。住居が必要ならば通勤手当の要らないところで借りれば、事は足りるわけです。この並行支給というのは民間企業でもなかなか許されない。なぜ並行支給を認めないといけないんでしょう、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに、そういった面では甘い面もあるのかもしれませんが、ちょっとそこまでのところの詰めはしておりませんので、今後検討させていただくと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いや、こういった内容については、今初めて指摘したわけじゃなくて、総務委員会のほうでもずっと指摘事項になっています。

それで、年末までには、1月1日を期して施行ができるように抜本的な改正という言葉が繰り返されてあります。そうすると、さきの答弁ですと、この今回上程された議案第1号と、ほかに年末までにまた住居手当に関する改正が提出されるわけでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私が一番やらなければいけないと思っているのが、基本給にかかわるところの基本的な改正でありますので、その前段で手当というものは、今のところ考えておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただ、さきの総務課長から説明を受けたように、これは生活給の一部として支給しているということでした。どうであれ、所得であります。ということは、号給表のほうも若干高くなった。比較してみると、これが中之条町と同数字になりましたので、周りに合わせたのかなという形は想像できると思いますが、抜本的な改正というその発言は、この号給表が今提示されるということは、年末までにまた号給表が提示されるという前提ではないと解釈できるんですが、それで間違いないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 間違いありません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしてみると、条例も経由しない形での給与改正、現実にはそれが可能なんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 住居手当に限定してお願いしたいんですが。

○9番（大図広海君） 先ほどの町長の発言に対して質問しているわけです。条例を経由しないで、町長の裁量で改正していくんだという発言があったじゃないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどのその発言を、取り消しをさせていただいたらありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、いいですか、再議があった、二度の再議もあった。過去の東吾妻の事例にすると、これは異例中の異例なんです。そのとき、年末までには抜本的な改正があるかという発言があったやに私は記憶しています。

ところで、この条例の改正を抜きにして抜本的な改正はないという発言でした。質問を今まとめてやるしかないじゃないでしょうか。号給表の提示もあった、たまたま住居手当の提示があった。どうもこの話を聞いてみると、職員の中に住居手当の必要性、どうして住居手当というのが必要なのかという基本的な概念がない。これでは認めるわけにはいかないでしょう。

たとえば、このボーナスが若干減額になる、でも、こここのところで改めて11条の2、いわゆる住居手当が提示された。これが承認されたという形をまた経なくてはいけない。難しい判断だと思いますよ。条例案として別に出てくれば別です。町長のお考えを伺っておきます。

○町長（茂木伸一君） 手当を手当でじゃなく、昇給がどうのこうのとの話題をとりあえずな

くすという形のために取り消してもらったんですけども、取り消してもらいたいと言っただけなんですけれども、どうしてもそこへ行くんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 今回の改正そのものは、給料そのものの改正も入っていますので関連がないとは言えませんけれども、さっきまではたまたまその住居手当の話をしたので、そっちを集中的にというので私もお願いしましたけれども、もう一度、じゃ大図議員、申しわけないんですが、ちょっと……

○町長（茂木伸一君） ちょっと、じゃ私、今1つ答えます。

○議長（一場明夫君） 町長。じゃ、答弁をお願いします。

○町長（茂木伸一君） 住居手当の年間総額が約200万円、85名でございます。そして、この同じ条例の中で、もう一つ改正をする職員の給与、そして期末手当、この期末手当が約、この12月の分で1,500万円でございます。こちらを、期末手当というものの削減ということは、どうしても皆様方にご了解をいただきたいと思って上程をしております。

そして、これを違う、同じ条例でございますので、切り分けて上程をするということは、私どもではできなかつたということになります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただ、議案として別に提出することは可能だと思うんですよ。そうすると……

（「できないというように判断したんです」と呼ぶ者あり）

○9番（大図広海君） そうですか、それはそれで結構です。

そうしてきますと、かねがね抜本改正するよと言っている内容について、これがそのすべてであるという解釈に成り立たざるを得ないんです。それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは内容がちょっと違います。

○9番（大図広海君） もう結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第54条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成21年第9回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午後 2時30分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 角 田 美 好

署名議員 日 野 近 吉

署名議員 中 井 一 寿